

うるま市消防本部からのお知らせ



消防本部

予防課

☎975-2119

警防課

☎975-2006

防火対象物には火災予防のため、防火管理者の選任が必要です

防火管理者が必要な建物

①火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等がある建物は、収容人員が10人以上のものが該当します。

②劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物は収容人数が30人以上のもの（①を除く）が該当します。

③共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの建物は収容人数が50人以上のものが該当します。

防火管理者制度

一定規模以上（上記①②③）の建物では、防火管理の実施が消防法第8条で義務づけられています。

消防法で定められている内容を要約すると、「多数の者を収容する建物の管理について権原を有する者は、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、防火管理を実行するために必要な事項を「防火管理に係る消防計画」として作成させ、この計画に基づいて防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。」となります。

また、防火管理者を選任していない場合または防火管理業務を適正に実施していない場合には、消防法違反となり、処分を受けることがあります。

防火管理者とその業務

防火管理者は次のような業務を確実に履行しなければなりません。

- 「防火管理に係る消防計画」の作成
- 火災、地震、その他災害が発生した場合における消火、通報及び避難訓練の実施
- 消防用設備の点検・整備
- 火気の使用または取扱いに関する監督
- 避難または防火管理上必要な構造及び設備の維持管理
- 収容人数の整理
- その他防火管理上必要な業務



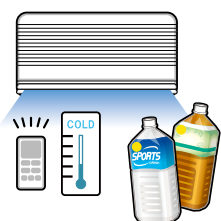
熱中症にご注意を!

暑さや熱によって体に障害が起きることを「熱中症」といい、うるま市でも毎年多くの方が「熱中症」で救急搬送されています。

次のような症状があったら要注意! 熱中症を疑いましょう。

- 手足の筋肉に痛みが生じたり、筋肉が勝手に収縮（痙攣）したりします。
- 体のだるさ、吐き気、頭痛、めまい等が生じることもあります。
- 不穏状態（意味不明な言動や行動）や意識を失う場合もあります。

※熱中症はかならずしも炎天下での仕事や運動をしたときだけではなく、体力のない乳児やお年寄りや冷房のない暑い室内や車内でも生じることもあります。



危険物災害をなくそう!!

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図る目的で、毎年6月の第2週を危険物安全週間とし、危険物の保安に対する意識の高揚および啓発を全国的に推進しています。ガソリン、灯油、軽油などの燃料や、塗料、プラスチック、化学繊維などの原料となる危険物は、私たちの生活の中で身近な存在となっております。

しかし、誤った使い方をしたために

危険物安全週間が始まります（6月3日～9日）

大きな事故を招くことも多々あります。危険性を認識した上で、安全に取り扱うようにしましょう。

